

議員発案第 2 号

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」を提出するものとする。

令和7年3月25日 提出

提 出 者 三条市議会議員 燕 幸 男

賛 成 者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 阿 部 銀 次 郎

同 三条市議会議員 小 林 誠

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

冤罪はあってはならないと誰しも認めることであるが、残念ながら今でも後を絶たない。冤罪事件では、長時間にわたる取調べに耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多い。裁判では、その自白が決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても有罪とされてしまう。

裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかない。戦後幾つかの事件で再審が行われ、無罪判決が出されている。平成22年には足利事件(逮捕から19年)、平成24年には東電OL殺人事件(逮捕から15年)、平成28年には東住吉事件(逮捕から21年)で、再審により無罪判決が確定した。直近では、令和5年に袴田事件の再審が開始され、令和6年9月(逮捕から58年)に無罪判決が言い渡された。昭和61年の福井女子中学生殺人事件では、令和6年10月に再審の開始が決定した。

再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護側から新規、明白な証拠を提出することが求められる。刑事裁判では、平成28年の刑事訴訟法の改正により、証拠開示制度が拡充された。しかし、再審での証拠の開示は定められず、附則において「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示等について検討を行うものとする」とされた。政府はこれを踏まえて証拠開示を制度化することが求められているが、今日まで改正されていない。

再審請求審の際には、無罪を証明する新証拠の提出が必要だが、裁判官によっては、証拠の開示請求や新証拠の審理を行うこともなく終結し、再審請求を否定する決定が出されることもある。証拠の開示請求を認め、裁判所で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審請求審のルールを作る必要がある。

袴田事件では、平成20年に第2次再審請求が行われ、平成26年に有罪の証拠である5点の衣類の写真のネガフィルムが開示された。その写真には、味噌だるに1年以上も漬かっていたシャツに、赤紫色の血痕とシャツの白い部分が写っていたことから、静岡地方裁判所はシャツの再鑑定を決定し、その結果、平成26年に再審開始を決定した。その判決の中で、捜査関係者による証拠捏造と認定された。

再審開始決定に対する検察の異議申立てにより、再審開始が遅れたり、再審開始決定が取り消されるなどしている。袴田事件(昭和41年逮捕)では、平成26年に静岡地方裁判所で再審開始が決定されたのに、異議申立てにより、東京高等裁判所での再審開始決定の取消し、最高裁判所での審理を差し戻す決定を経て、令和5年ようやく再審が始まった。

あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、異議申立てをするのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことである。

現行の刑事訴訟法の再審規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままである。再審請求審における手続を整備し、証拠開示などのルールを作ることが、冤罪救済のための焦眉の課題である。

令和6年には、えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟(再審法改正議連)が発足し、主要な政党の国会議員180人からメッセージが寄せられ、12月13日現在で賛同する議員が354人になったと言われている。また、12月28日現在で505の地方自治体が再審法の改正を求める意見書を提出している。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、次の点について再審法の改正を行うことを要請する。

記

- 1 再審開始決定が出された場合、速やかに再審を行うようにすること
- 2 再審における手続を整備し、証拠開示などのルールを作ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 森 山 昭

[提出先]

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 法務大臣